

その 8 ソフト制作の外部委託について

産学連携・知的財産本部

知的財産アドバイザー 田中 義行

(2007.4～2009.3)

今回は著作権に関する話になります。著作権といえば美術的作品、文学的作品、演劇関係作品などが代表的な保護対象物として想像されると思います。大学関係では学問的著作物や教育的著作物が代表的なものでしょう。

本学では「産業医科大学著作権取扱規程」を平成 18 年 3 月 31 日付けで制定し、大学関係者が創成した著作権に関し大学と著作者との間の権利関係を定めています。しかし、大学関係者が外部に例えばコンピュータプログラム(以下ソフトと略称)の製作を依頼した場合については何も教えていませんので、この場合に発生する問題について説明することになります。

ソフト外注 ⇒ 必ず契約書

A. 外部依頼ソフトの著作権

本学でも研究のさまざまな局面でソフトの製作を外部の業者に委託する場合があります。それらの中には立派な委託契約を締結して製作させる場合も勿論ありますが、片や委託契約書も何もなく製作してもらい、出来たソフトを検収して使用しているだけの場合もあります。

ソフトを外部業者に製作してもらった場合はその著作権は原始的に製作した人または会社に帰属することになります。 そのソフトを製作者から受け取って自分がパソコンで使用するだけの場合、なんら契約のない状態でも問題が発生することはないですが、他の人や機関がそのソフトを利用したいとなった場合には問題が発生します。資金を提供して委託で製作したものだからといって、自分が勝手に他人に使用許諾することはできません。

B. ソフト制作委託の注意事項

上記のごとくいくら委託料を払ったからといっても、著作権は製作者に発生しますから、委託の段階で契約書を作成し著作権が委託者に渡るように手当てしておかなくてはなりません。

そのためには委託契約書を作成し、それに

(1)ソフト(コンピュータプログラム)の著作権は、納入(検収)により製作者から委託者(大学)に譲渡されたものとする。

(2)製作者は、大学又は大学からソフトの使用を許諾されたものに対し、著作者人格権を主張しないものとする。

の規定を明記しておくことが重要です。

「著作者人格権」の不主張の規定は、ソフトを改良する場合に著作者人格権の中の「同一性保持権」を主張されないための予防策です。

C. 最後に

初めから他人に販売したり、利用させたりすることを考えていればこのような点は注意して製作委託するでしょうが、当初自分だけで利用する予定だと契約書まで作成しない場合が多いでしょう。しかし、論文発表を見た第三者からその研究で使用されているソフトを利用したいとの申し出がある場合もあります(実際に発生しています)ので、ソフトの製作を委託する場合は必ず上記のような内容の契約書を作成するようにしましょう。製作委託をする前であれば相手もこのような条件を受け入れるでしょう。製作が終了し委託料を払ってしまった後だと話がややこしくなるので、委託前に締結することが重要です。

(2008年4月)